

第4章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

【方針】

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、計画的に行うものとする。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

その際、地域住民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。あわせて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

【実施担当部】

各担当部局

【実施内容】

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、地域住民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

市及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、住民の意向を尊重しつつ、可及的速やかに計画を作成する。

(3) 人的資源等の確保

市は、特定大規模災害等からの復興のために必要な場合、関係行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

県は、市及び県の公共土木施設の被災箇所について、復旧工法の早期立案等を支援するため、必要に応じて県土木技術職員 OB で組織するボランティア団体「災害復旧支援隊（DRS）」を被災地に派遣する。

(4) その他

市及び県は、被災した学校施設の復興にあたり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

また、復旧作業に従事する職員等のストレス対策は、従事する業務の種類も踏まえ、実施に努めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業

【方針】

公共施設等の復旧にあたっては、社会、経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じ、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

【実施担当部】

各担当部局

【実施内容】

1 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 道路災害復旧事業
 - ウ 下水道災害復旧事業
 - エ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

2 実施体制

市、県、指定地方行政期間、指定地方公共機関等は、災害復旧事業を早急に実施するため、適正な人員の配置や応援及び派遣活動について、必要な体制を整える。

3 災害復旧事業計画

市は、国または県の費用の全部または一部を負担し、もしくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成して、事業費の決定及び査定が速やかに受けられるよう努める。

4 緊急調査の実施

施設の被害程度により、緊急の場合に応じて事業実施に必要な緊急調査が実施されるよう努める。

5 事業の促進

関係機関は、事業計画の策定にあたり十分連絡調整を図り、災害の状況や発生原因等を考慮して、早期に事業効果が得られるよう、事業期間の短縮を含めた事業の促進に努める。

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

【方針】

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ国の支援は不可欠であり、法律または予算の範囲内において国が全部または一部を負担し、または補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市及び県は早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。

復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努める。

【実施担当部】

各担当部局

【実施内容】

1 法律等により一部負担または補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業

- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - ク 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が実施する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 暴力団の排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第4節 被災者の生活確保

【方針】

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

【実施担当部】

各担当部局

【実施内容】

1 生活相談

市は、被災者の生活確保のための相談所を設け、苦情または要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施する。

県は、被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、市町村からの相談、要望、苦情等の早期解決に努力する。また、市町村との関係を密にし、相談体制の確立を図る。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、市、県、及び避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 個人被災者への資金援助等

(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び羽島市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第27号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して500万円を限度額とし災害弔慰金を、災害により精神または身体に著しい障がいを受けた者に対して250万円を限度額とし災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸付けを行う。

災害により被害を受けた生活困窮世帯に対する資金の種別は、次のとおりである。

- ア 災害援護資金
- イ 生活福祉資金の災害援護資金
- ウ 母子福祉資金
- エ 寡婦福祉資金
- オ その他一般資金

各資金別の貸付その他の条件等の概略は、次表のとおりである。

区分	災害援護資金	生活福祉資金 (災害援護資金)	母子福祉資金 寡婦福祉資金
対象者	相当以上の自然災害により被害を受けた世帯で世帯員の所得が一定額未満の世帯主	罹災低所得世帯	罹災母子世帯 罹災寡婦世帯
貸付世帯数	特別制限なし	特別制限なし	特別制限なし

資金種別	特になし	事業住宅等資金	住宅資金
貸付限度額	羽島市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条による	150万円 ただし住宅資金との重複貸付は350万円	住宅200万円
貸付期間	10年	7年	7年
償還方法	年賦等	月賦	月賦
貸付利率	年3%	年3%	年1.5%

県は、市が上記資金の支給等を行った場合は、その一部を負担する。

(2) 災害見舞金の支給

市は、災害見舞金支給要綱（平成23年羽島市告示第17号）に基づき、災害により被害を受けた市民に対し災害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金

都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

また、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

(4) 生活福祉資金

岐阜県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、災害援護資金の貸付けを行う。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付の対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付は行わない。

(5) 知事見舞金

県は、災害により多数の者が被害を受けた場合は、被災者に対し、知事見舞金を支給する。

3 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。

住宅等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

税務班は、罹災世帯に対して「罹災証明書（様式64号）」を交付する。

本証明書の発行に当たっては、次の点に留意する。

ア 本証明書の交付は、被災者にとっては本救助のみでなく、以降種々の問題に影響を与えるものであるから、慎重を期す。

イ 本証明書は、被災者台帳と照合し、発行に当たっては、契印を行う等発行の事実を判然とし、重複発行（仮証明書と本証明書の重複を含む。）を避けるように留意する。

ウ 被災者旅行証明書

税務班は、住家に被害を受けたため現住所に居住することができず一時縁故先等に避難（旅行）する者から要請があったときは、「被災者旅行証明書」を作成し、交付する。

エ 申請期限は発災後3ヶ月とする。

4 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は災害救急法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要望に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

5 被災者生活の再建支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

6 租税の徴収猶予及び減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定する。

県は、被災者の納付すべき県税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延長並びに県税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

7 国民健康保険等の給付

災害救助法による医療の救助は、国民健康保険その他各種制度に優先して給付されるが、同救助は医療機関の平常化（原則的に災害発生後 14 日以内）を待って平常医療制度に移行される。したがって、災害により被保険者証を紛失し、または使用不能となった者に対しては、市、関係機関及び医療機関は連携して、被保険者証の提示がなくとも一定期間は給付を可能にするなどの柔軟な取り扱いに努めたうえで、必要な方に資格確認書の交付又は資格情報のお知らせによる通知を行う。

8 働く場の確保

市は、被災者の雇用に関する相談について、県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておく。

県、ハローワークは、離職者の発生状況等を速やかに把握し、必要に応じて臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設等の措置をとり、離職者からの雇用に関する相談に対応する。

なお、市及び県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる実施する。

9 生活保護制度の活用

市及び県は、生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）を適用する。

生活必需物資、復旧資材等の供給確保

市、県及び関係機関は、被災地域において住民の不安と動揺を沈静化し生活秩序の回復と復興を着実にしていくためにも、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を図る。

10 金融対策

(1) 金融機関の措置

東海財務局岐阜財務事務所及び日本銀行名古屋支店は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、災害関係の融資に関する措置、預貯金の払戻及び中途解約に関する措置、手形交換、休日営業等に関する措置、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請する。

(2) 生保・損保会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、各保険会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請する。

(3) 証券会社の措置

東海財務局岐阜財務事務所は、災害発生の際、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡をとりつつ、証券会社に対し、機を逸せず必要と認められる範囲内で、届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置、有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力、窓口営業停止等の措置を講じた場合の対応など適切に行うよう要請する。

第5節 被災中小企業の振興

【方針】

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、市、商工会議所及び金融機関の協同による融資相談所の開設と融資希望の取りまとめ等、各種資金の貸付けに向けた必要な措置を講ずる。

【実施担当課】

産業振興部

【実施内容】

1 支援体制

市及び県は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 自立の支援

市及び防災関係機関は、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援する。

また、市及び県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

3 各種対策

- (1) 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- (2) 再建資金の借入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- (3) 災害を受ける以前に貸付を受けたものについての償還期間の延長等の措置
- (4) 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- (5) 貸付事務等の簡易迅速化
- (6) 被災関係手形の期間経過後の交換持出し、不渡り処分の猶予等の特別措置
- (7) 租税の徴収猶予及び減免
- (8) 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- (9) その他各種資金の貸付けに必要な措置

第6節 農業関係者への融資

【方針】

被災農業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

【実施担当課】

産業振興部

【実施内容】

1 災害関連資金の融資等

市、県及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行うものとする。

2 各種対策

- (1) 天災融資法による資金
- (2) 農業災害緊急支援資金
- (3) 農業災害緊急支援特別資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 農業経営基盤強化資金ほか
- (6) 農業基盤整備資金
- (7) 農林漁業施設資金